

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 水産課

法令名		水産資源保護法			法令番号		昭和 2 6 年 1 2 月 1 7 日法律第 3 1 3 号	
手続名		さく河魚類の通路の保護管理命令			根拠条項		第 2 5 条第 2 項	
処分基準		さく河魚類の通路となっている水面に設置した工作物の所有者又は占有者が、さく河魚類のさく上を妨げないよう管理することを怠ったとき。						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	水産課	交付機関	水産課	目次 No.	3 2	